

令和元年度第2回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会
会議録（概要）

1. 日時 令和元年11月14日（木）14時00分～15時20分
2. 場所：恵庭市民会館 2階 大会議室

3. 出席者

【委員】小田委員・吉田委員・後藤委員・新穂委員・佐々木委員、橋本委員・塩田委員・大久保委員・浦委員・佐野委員

【事務局】伊東子ども未来部長・高橋子ども未来部次長・佐々木保健センター長、島尻子育て支援課長・廣田子育て支援課主幹・水口子ども発達支援センター長、石上保健課長・狩野子ども家庭課長・小山田子ども家庭課主幹、石田子育て支援課主査・矢野子育て支援課主査・小山保健課主査
小井子ども家庭課主査・岡田子ども家庭課主査

4. 内容

（1）開会

（2）部長挨拶

（3）報告

- ①学童クラブ民間委託について
- ②子どもの生活実態調査の集計結果について
- ③幼児教育・保育の無償化に伴う保育料等の改定・周知について
- ④恵庭市ファミリー・サポート・センター事業委託について
- ⑤恵庭市子ども発達支援センター事業検討報告書（案）について

【質疑応答】

① の報告について

Q1 学童クラブは障がいのある児童に対応はしているのでしょうか。

A 学童クラブでは、障がいのあるお子さんの受入れも行っており、その場合は、支援員を加配し対応している。

Q2 事業を学校法人に委託した場合に、障がいのある児童がいても支援員を加配がされないということはあるか。

A 障がいの程度の軽い子で、加配の必要がない場合については、委託先の判断で支援員が加配にならない場合もあり得るが、基本的に、支援員を加配した場合には、相当の委託料支払うことになるため、委託をしたからと言って学童の質の水準が下がるというものではない。あくまでも、現行の基準に従って学童を運営していただく。

Q3 委託先には宗教法人に関わる学校法人があるようだが、市の学童として心配はないか。

A 既に試行として委託している2法人については、宗教法人に関わる学校法人であるが、宗教上の理念を押し付けるような指導もなく、宗教的観点からの苦情等も来ていない。あくまでも実施主体は市であり、恵庭市が実施する事業を民間に委託するものであり、実施する内容は市が行うものと変わらない。

Q4 民間とは利益を追求する法人であり、利益を追求するあまりに質の低下が懸念されるが。

A 委託の要件として学校法人を運営するものとしているのは、利益の追求を主とする法人ではないからである。運営の際は、市が定める条例・規則・マニュアルに従い、市から提示する仕様に基づき運営委託するものであり、当然、市は運営内容について適正に実施されているかの確認を行っていく。

② の報告について

Q1 家族形態の回答欄に単身赴任世帯がつかめない形式となっているのではないか。

A 北海道や近隣市町村でも同様のアンケートを実施しており、今後、道や他市と比較しながら分析を実施してまいりたい。

③ の報告について

Q1 給食費（副食費）4500円について変更される可能性はあるのか。

A 現行の認定こども園において4500円を超えて徴収している箇所はない。

Q2 幼児教育無償化後に保護者からの問い合わせはあるのか。

A 1号認定で預かり保育を利用されている方から料金の問い合わせが来るが、無償化については、それほど質問は来ていない。

④ の報告について

Q1 会員にならなければ利用できないのか。

A ファミリーサポート活動は、お子さんを見てほしい方は会員になることが条件となっている。子どもを預かる協力会員は講習を受講された方となっている。

Q2 これまでは柏陽町のファミリーサポートセンターで会員登録が可能だったので、子育て支援センターを利用の際に会員登録が可能だったが、委託先変更後、恵央町に移転することで不都合が生じるのではないか

A ご希望があればアドバイザーが出向いて説明を実施したい。

⑤ の報告について

Q1 12ページ利用者評価結果についてもう少し詳しくご説明していただきたい。

A 利用者評価は平成28年度から国の指示に基づいて行っている。質問項目はすべて国の様式どおり実施しており項目ごとに肯定割合を算出している。

4. 議事

- ①次期えにわっこ☆すこやかプラン策定について
- ②恵庭幼稚園の認定こども園移行について
- ③小規模保育事業所の新規開設について

【質疑応答】

① の議事について

提示した方向性により計画策定を進めていくことが了承された。

② ③の議事について

移行・新規開設については了承され、今後、認可を進めて行くこととする。

5. その他

次回開催は令和2年2月6日（木）。